
災害対策基本法に基づく道路区間の指定について

市では、令和8年8月千葉豪雨のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定により緊急通行車両の通行を確保する区間として、市の管理する道路の全区間を指定しました。

今後、道路啓開のため、放置車両・立ち往生車両等について運転者に対して移動をお願いするほか、道路管理者が車両を移動することがありますので、お知らせします。

1 災害対策基本法第76条の6第1項の規定により指定する区間
大網白里市内の市が管理する道路（全区間）

2 放置等されている車両の台数
約10台